

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙教厚発第29号
令和5年2月22日
警察庁長官官房長

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの着用の考え方について

見出しのことについては、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進について」（令和4年4月1日付け警察庁丙教厚発第35号ほか。以下「基本通達」という。）1（1）において「日常生活の全般において、石けんによる丁寧な手洗い、アルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用、対人距離の確保等、接触感染や飛沫感染を防止するための基本的な対策を引き続き徹底すること」としているところ、先般、新型コロナウイルス感染症対策本部から「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「本部決定」という。）が示された。

本部決定においては、令和5年3月13日以降、マスクの着用について、「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」とする一方、マスクの着用が効果的な場面が例示され、また、事業者が一定の場合に従業員等にマスクの着用を求めることは許容されることとされている。

これを踏まえ、下記のとおり、警察におけるマスク着用の基本的な考え方を示すので、令和5年3月13日以降当面の間は、これに従って適切に対応されたい。

記

1 警察におけるマスク着用の基本的な考え方

- (1) マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本としていることから、例えば、屋外で業務に当たる場合や、会話をせずに屋内で作業をする場合などには、個人の判断によってマスクを着用しないこととして差し支えない。
- (2) 本部決定において、「着用が効果的な場面」として、医療機関受診時、高齢者施設等への訪問時及び通勤ラッシュ時等混雑した電車等に乗車する時が挙げ

られていることから、これらの場面においては引き続きマスクを着用することとする。

- (3) このほか、警察においては、業務を安定的に継続することが求められるため、「三つの密」の場面等、感染者が発生した場合に多数の職員が濃厚接触者に該当するような場面においては、各所属における業務の実情も考慮しつつ、引き続きマスクを着用することを求めることについても検討すること。

2 来所者等に対する協力依頼について

基本通達の3による来所者等に対する協力依頼については、上記1に示した考え方に準じてマスクの着用を要しないと考えられる場合には、原則として行わなくともよいこととする。